

平成21年分 所得税の確定申告の準備はお早めに

平成22年2月16日(火)～3月15日(月)は、所得税の確定申告期間です。資料などに漏れないよう余裕をもって準備をしておきましょう。

必要書類の準備はできていますか？

個人事業者、不動産賃貸収入がある人などは、確定申告をしなければなりません。

サラリーマン（給与所得者）は、通常、会社で年末調整を行うため自分で確定申告をする必要はありませんが、医療費や住宅ローンなどの控除を受けるときには確定申告をしなければなりません。

所得税の確定申告が必要な人の例

- ① 個人事業者
- ② 給与が2,000万円を超えている人
- ③ 2か所以上から給与をもらっている人
- ④ 同族会社の役員で、その会社から給与のほかには貸付金の利子や工場・店舗等の賃貸料などを受けている人
- ⑤ 土地、建物、ゴルフ会員権等を売却した人
- ⑥ 医療費控除、雑損控除や災害減免法の適用を受ける人
- ⑦ 住宅を取得し、ローン控除を受ける人
- ⑧ バリアフリー化、耐震改修を行った人 など

確定申告には、様々な書類が必要です。次頁に必要な書類の例を掲載しましたので、チェックしてみてください（ケースによっては不要なものもあります）。

医療費控除を受けるとき

自分や家族（生計をともにする配偶者やその他の親族）の医療費を支払った場合に、1年間の医療費が一定額を超えると、医療費控除によって、税金が還付または軽減されます。広く知られている制度ですが、誤解や間違いも多く見受けられます。



1 控除される医療費の額

医療費控除とは、支払った医療費がそのまま税金から控除されるのではなく、次の算式により算定された医療費控除額を所得から差し引いて税金を計算します。

〈医療費控除額の求め方〉

$$\text{支払った医療費} - \text{保険金等による補てん額 (注1)} - 10\text{万円 (注2)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

(注1) 健康保険から高額療養費、家族療養費等の返金があったり、生命保険等からの入院給付金があったときには、その金額を差し引きます。

(注2) 総所得金額が200万円未満であれば、総所得金額の5%になります。

対象となる医療費の例

- ① 医師、歯科医師に支払った医療費
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費
- ③ 急病やけがなどで病院に運ばれた際の費用
- ④ 治療のためのあん摩・マッサージ・指圧・針灸などの費用
- ⑤ 保健師や看護師、付添婦などに支払った療養上の世話を受けるための費用
- ⑥ 助産師による分娩の介助料
- ⑦ 介護保険制度の下で提供された一定のサービスの自己負担額
- ⑧ 入院や通院のため通常必要な交通費
- ⑨ 入院の部屋代や食事代、治療に必要な医療用器具等の費用
- ⑩ 6か月以上寝たきりの場合のおむつ代（医師の証明書が必要） など

対象にならない医療費の例

次のような病気の予防や、美容のための費用などは対象になりません。

- ① 美容のための整形手術や歯列矯正の費用
※発育段階にある子供の成長を阻害しないために行う不正咬合の歯列矯正の費用は、医療費控除の対象になります。
- ② 健康増進や病気予防のための医薬品の購入費用
- ③ 健康診断・人間ドックなどの費用（重大な病気が発見され、引き続き治療を受けた場合は、対象になります）
- ④ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ⑤ 寝間着、寝具類の費用や、医師などに支払った謝礼金 など

インフルエンザ予防接種のための費用は医療費控除できる？できない？

インフルエンザの予防接種は、あくまでも予防であって病気の治療ではないため、新型、従来型にかかわらず、医療費控除の対象になりません。

ただし、インフルエンザに感染したことによる医療機関での診察、タミフルなどの治療用の医薬品の費用は医療費控除の対象になります。（平成21年4月1日現在法令等）

※新型や従来型のインフルエンザの予防接種については、各地方自治体などが補助や助成制度を設けている場合があります。

2 領収書等の日付に要注意

医療費控除を受けるには、支払った医療費の領収書などがが必要です。領収書は、日付が平成21年のものが平成21年分の医療費控除の対象になります。例えば、けがで平成21年12月30日～平成22年1月3日に入院し、退院日に医療費を全額支払ったのであれば、それは平成22年の医療費になります。治療を受けた期間は関係ありませんので注意してください。

3 5年前までさかのぼって申告できる

サラリーマンなどで、例えば5年前に医療費が30万円以上かかっていたにもかかわらず、

医療費控除の申告をしていなかったようなときに、5年前までさかのぼって、医療費控除を受けることができます（ただし、その間に確定申告をしていないこと）。

ただし、例えば5年前の医療費を今年の医療費に合算することはできません。5年前の分について確定申告をして、医療費控除を受けることになります。

確定申告に必要な書類の例

準備ができた書類には「○」を入れます。不要なものは横線で消し込みます。

●自分で用意するもの

- ①前年分（平成20年分）の確定申告書の控え
- ②地代・家賃等の収入台帳

●税務署から送られてくるもの

- ③確定申告書用紙
- ④青色申告決算書・収支内訳書
- ⑤財産および債務の明細書
（各種所得金額の合計額が2,000万円超の場合）

●支払先等から入手する（もしくは送付される）もの

- ⑥不動産の使用料等の支払調書
- ⑦源泉徴収票
- ⑧配当支払調書
- ⑨医療費の領収書
- ⑩国民健康保険料、国民年金保険料の支払証明書
- ⑪小規模企業共済等掛金控除証明書
- ⑫生命保険料控除証明書
- ⑬地震保険料控除証明書
（または長期損害保険料の控除証明書）
- ⑭寄附金（ふるさと納税を含む）の領収書
- ⑮配偶者等の勤め先の源泉徴収票
- ⑯住宅をローンで取得した場合
 - 住民票の写し
 - 登記簿謄本
 - 売買契約書
 - 建築確認申請書
 - 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（金融機関より入手） など

法人税、消費税と同様、所得税も電子申告を行うことができます。確定申告、電子申告は、当事務所にお問い合わせください。